

# 「親の任意後見と子の親なきあとへの活用例」

講師

2部

一般社団法人シニアパートナーズ

代表理事 **鈴木 佳寿** 氏  
すずき よしひさ

2013年に一般社団法人シニアパートナーズ設立、代表理事。

宮城県内を中心に、秋田県、福島県で障害のある方や高齢の方へ成年後見制度を利用した支援を行っている。

法人設立以来、法定後見(後見・保佐)、任意後見契約等受任件数は合計160件を超えており、成年後見制度の普及や「親なきあと問題」に積極的に取り組む。

ご縁のあった方を「最期には看取る」という活動も行っており、また、「死後事務」や「遺言執行」も一貫してサポートすることで「生前から死後」の安心を提供する。





親の備えから考える  
障がい者の親なきあとセミナー  
～任意後見を活用して

障がいのある子の親なきあとに備える方法～



## 講師紹介

講師：鈴木佳寿（すずき よしひさ）

2013年7月 一般社団法人シニアパートナーズ設立 同代表理事

宮城県内を中心に、秋田県、福島県で障がいのある方や高齢者の皆様に成年後見制度を活用した支援を行っており、法人設立以来、法定後見（後見・保佐・補助）、任意後見契約等受任実績は160件を超えました。

又、成年後見制度の普及や「親なきあと問題」にも積極的に取り組みながら、ご縁のあった方々を「最期には看取る」という活動も行っており、その後の「死後事務」や「遺言執行」も一貫してサポートすることで「生前から死後」の安心を提供しています。

尚、県内外の団体より依頼される成年後見人の生の声を届ける講演は、参加者の9割以上から「制度を理解できた」「将来への備え方が分かった」等の意見を多数いただいております（過去、セミナー参加者約430名対象アンケート結果より）



〒989-1273

宮城県柴田郡大河原町字西桜町2-1 ランドマークビル204

電話 0224-86-4234

FAX 022-774-2086

ホームページ <http://www.senior-partners.jp>

メール [infomail@spcj.jp](mailto:infomail@spcj.jp)



## 親「あるうち」と「なきあと」の心配事を分類化すると

○親御様自身の将来への心配事（気になるところをしてください）

- ①自身の入院・入所対策（介護が必要になった場合）
- ②自身が認知症や病気により、財産管理が出来なくなった場合
- ③自身に万一のことが起きた時（葬儀等）とその後の手続き
- ④財産や住宅、家財の処分方法
- ⑤自身の延命治療について、判断が必要になった場合
- ⑥その他：自由に記入してください（

)



○「親なきあと」の心配事（気になるところをしてください）

- ⑦相続
- ⑧遺された家族と仲良くできるだろうか
- ⑨子供の生活費や施設費の支払い（その他、財産管理含む）
- ⑩住み慣れた家を離れて、施設で生活していけるだろうか
- ⑪後見人にはどのような人（法人）が就任するのだろうか
- ⑫その他：自由に記入してください（

)



「親なきあと」を考える場合、親御様自身の将来について考え、対策を講じなければなりません。母体をしっかりすることから始め、お子様の将来に備えると、より確実に「親なきあと」の心配事が解消されます。この度のセミナーをきっかけに、これらの心配事に備えてみてはいかがでしょうか。



シニアパートナーズ鈴...



# 1：法定後見制度（2）

平成28年  
4月6日  
成立  
10月13日  
施行

申立費用（仙台家庭裁判所：後見の場合）  
・申立手数料（印紙）：800円  
・登記手数料（印紙）：2,600円  
・郵便切手：3,805円分  
精神鑑定が必要な場合は鑑定費用が発生します  
（参考：1万～10万円程度）

審理期間（※1）  
◆1ヶ月以内 39.1%  
◆1ヶ月～2ヶ月以内 31.0%  
◆2ヶ月～3ヶ月以内 15.1%

成年後見登記（2週間）  
（東京法務局）

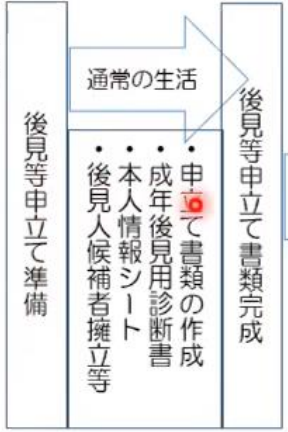
代理・取消権

財産の管理・保存及び処分、年金等収入、公共料金等支払い手続き、施設入所や入院契約、介護保険手続き、遺産分割、保険等手続き、役所手続き訴訟行為に関する事項の代理等

ご本人がご逝去されるまで援助

民法873条の2・成年被後見人が死亡した場合、必要があるときは、相続人の意思に反することが明らかなきを除き（中略）次に掲げる行為をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。（中略）◇第三号・その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結。その他相続財産の保存に必要な行為

障がいや認知症で判断力が低下



家庭裁判所



安心して過ごせる環境



Sさん  
成年後見人

（※1）令和2年1月～12月実績（最高裁判所事務総局家庭局：成年後見関係事件の概況より）

<ご質問の受付は **“終了”** しました。>



# 質問回答コーナー

質問がある方は 画面内の「Q&A」より  
質問を入力し送信してください。

未回答のご質問：20問以上

- ▶ ご質問の受付時間以降に送信されました内容にはお答えできない場合があります。
- ▶ ご質問数が多い場合、全てのご質問にはお答えできない場合があります。



親の備えから考える  
障がい者の親なきあとセミナー  
～任意後見を活用して

障がいのある子の親なきあとに備える方法～



©親なきあとセミナー(ジェイアイシー様R3.5) - PowerPoint

御子榮 大樹

シニアパートナーズ鈴...

ファイル ホーム 挿入 デザイン 画面切り替え アニメーション **スライドショー** 校閲 表示 ヘルプ Acrobat 何をしめますか

最初から 現在のスライドから オンラインプレゼンテーション 目的別スライドショー

スライドショーの設定 非表示スライドの設定 リハーサル スライドショーの記録

ナレーションの再生  
 タイミングを使用  
 メディアコントロールの表示

モニター: 自動

発表者ツールを使用する

モニター

スライドショーの開始

設定

9 ★

10 ★

11 ★


12 ★

13 ★

## 前回の復習

1. 成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。
2. 法定後見制度は、ご本人の判断能力に応じて後見・保佐・補助。三つの類型に分かれています。
3. 法定後見制度は、後見人等を家庭裁判所の審判により決めることになります。(申し立ての際に、候補者(申立人が望む人や法人)を選任してもらえるようお願いすることも出来ます)
4. 法定後見制度の場合、家庭裁判所への定期報告は基本的に一年に一回です。
5. 法定後見制度で決められた後見人等の報酬は、定期報告時などに家庭裁判所がご本人の資力やその他の事情に応じて相当額を付与します。
6. 法定後見制度は、ご本人がご逝去された場合、後見事務は終了します。(家庭裁判所の許可を得て、火葬するための費用等を支出したり、相続財産の保存に必要な行為をすることは可)

シニアパートナーズ

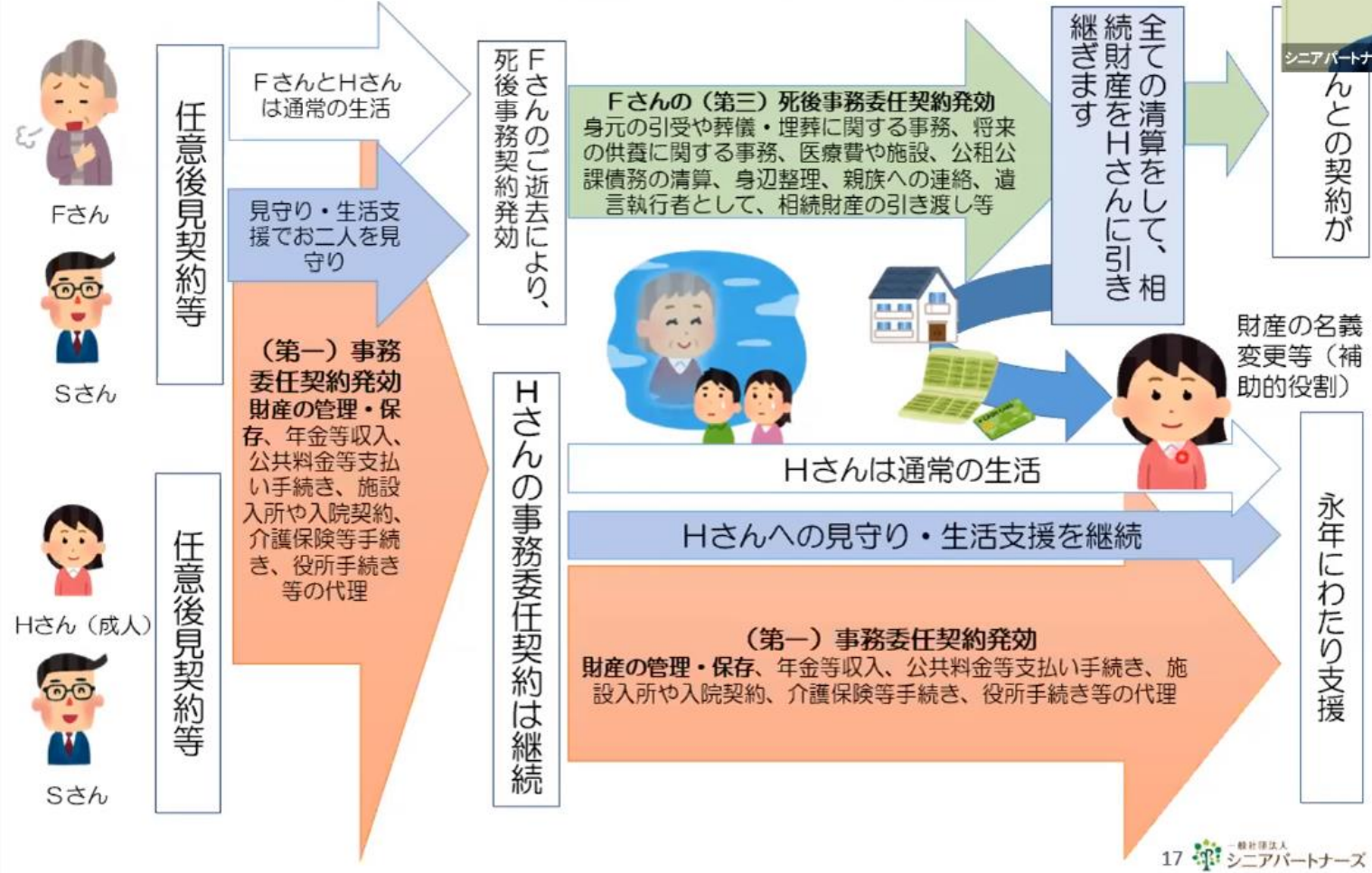




### 3：任意後見制度で親なきあとに備える（1-②）：実例



シニアパートナーズ鈴...



<ご質問の受付は **“終了”** しました。>



# 質問回答コーナー

質問がある方は 画面内の「Q&A」より  
質問を入力し送信してください。

未回答のご質問：あと数問

- ▶ ご質問の受付時間以降に送信されました内容にはお答えできない場合があります。
- ▶ ご質問数が多い場合、全てのご質問にはお答えできない場合があります。